

平成14年4月8日

各位

株式会社 三菱東京フィナンシャル・グループ
東京都千代田区有楽町1丁目10番1号
コード番号 8306

三菱信託銀行株式会社の事業用土地の再評価の実施について

今般、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（取締役社長 三木 繁光）の子会社である三菱信託銀行株式会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）により、下記の通り事業用土地の再評価を実施することを決定いたしましたのでお知らせします。

記

1. 再評価の実施日 平成14年3月31日
2. 再評価実施の理由 三菱信託銀行が所有する事業用土地の帳簿価額と時価の乖離を是正し、資産の適正な評価を行うためです。
3. 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定する方法及び第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて時点修正を行って算定しております。

4. 再評価差額金

(単位:億円)

事業用土地の再評価直前の帳簿価額 (A)	事業用土地の再評価後の帳簿価額 (B)	再評価に係る繰延税金資産 (C)	再評価差額金 (B)-(A)+(C)
573	444	49	79

5. 損益に与える影響 (1) 当該再評価差額が損益に与える影響はございません。
(2) 再評価に伴い三菱信託銀行は連結子会社との土地売買に関する未実現損益を認識しましたので、当社及び三菱信託銀行の連結当期純利益は、それぞれ約500億円減少する見込みです。

以上

照会先： 広報室 次長 堤 03-3240-8136